

令和 8 年 6 月 9 日

第 2 回 笠松町 議会 定例会 議案

目 次

- 第 3 号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について
- 第 1 号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 号報告 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 3 号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について
- 第 28 号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 29 号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 30 号議案 令和 8 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認について
- 第 31 号議案 令和 8 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認について
- 第 32 号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第 33 号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 第 34 号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意について
- 第 35 号議案 笠松町中小企業・小規模企業振興基本条例について
- 第 36 号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 37 号議案 令和 8 年度笠松町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 38 号議案 令和 8 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 39 号議案 令和 8 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 40 号議案 令和 8 年度笠松町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

第 3 号選挙

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について

関係市町の長の推せんに基づくもの 2 人

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員

関係市町の長の推せんに基づかないもの 2 人

の選挙を行うものとする。

令和 8 年 6 月 9 日 選 挙

笠松町議会議長 川 島 功 士

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選者

関係市町の長の推せんに基づくもの	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日
	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日
関係市町の長の推せんに基づかないもの	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日
	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日

第 1 号報告

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 9 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和7年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	防災行政無線管理事業(同報系)	円 17,017,000	円 17,017,000	円 0	円 12,762,000	円 0	円 0	円 4,255,000
2 総務費	2 企画費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業	149,752,000	108,456,000	0	106,843,000	0	0	1,613,000
2 総務費	4 住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	990,000	990,000	0	990,000	0	0	0
2 総務費	4 住民基本台帳費	戸籍事務事業	990,000	990,000	0	990,000	0	0	0
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当事業	69,773,000	3,118,000	0	3,118,000	0	0	0
7 土木費	2 道路橋梁費	道路修繕事業	103,692,000	103,692,000	0	0	103,600,000	0	92,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	7,590,000	7,590,000	0	0	7,500,000	0	90,000
9 教育費	2 小学校費	学校施設長寿命化事業	7,502,000	7,502,000	0	0	5,600,000	0	1,902,000
9 教育費	2 小学校費	笠松小学校管理事業	1,769,000	1,769,000	0	0	0	0	1,769,000
9 教育費	3 中学校費	笠松中学校管理事業	10,103,000	10,103,000	0	3,187,000	6,200,000	0	716,000
計			369,178,000	261,227,000	0	127,890,000	122,900,000	0	10,437,000

第 2 号報告

事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により、令和 7 年度笠松町一般会計事故繰越し繰越計算書について次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 9 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和7年度笠松町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出行為額	左の内訳		支出予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既定財源	未収入特 定財源	一般財源	
7 土木費	2 道路橋梁費	道路修繕事業	10,164,000	0	10,164,000	0	10,164,000	0	0	10,164,000	道路修繕工事が翌年度の完成見込みとなったため

第 3 号報告

建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づく令和7年度笠松町下水道事業会計予算の建設改良費の繰越額について、同条第3項の規定により次の繰越計算書のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 9 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和7年度笠松町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	資本的支出										
	1	建設改良費	240,787,000	0	240,787,000	89,300,000	139,300,000	12,187,000	0	0	施工日の調整に不測の日数を要したことにより、年度内の工事完成が困難であったため
		計	240,787,000	0	240,787,000	89,300,000	139,300,000	12,187,000	0	0	

第 28 号議案

笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- 1 令和 8 年 3 月 31 日 専 決
笠松町税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 笠松町税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町税条例の一部を改正する条例

笠松町税条例（昭和30年笠松町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第33条の4第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）

の支払者をいう。以下この条において同じ。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書」を「同条第1項の規定による申告書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障

害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に

改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3の見出し及び同条を削る。

附則第6条の3の2に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に改め、同条を附則第6条の3とする。

附則第6条の4中「又は附則第19条第1項」を「、附則第18条の3第1項又は附則第19条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第6条の3の2第1項」を削る。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第17項を第14項とし、第18項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第9条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第14条の2から第14条の6までを削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を

削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第15条の3第3項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第15条の4第3項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第16条第3項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第16条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第17条第5項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第18条第2項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条及び第33条の3の規定にか

かわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第33条の3から第33条の5まで、第33条の6第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第33条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の4第1項前段、第33条の5、第33条の6第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第19条の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び第6条の3第1項」に改める。

附則第19条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び第6条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項、第36条の3の2第1項第2号及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第5条の改正規定及び附則第6条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第33条の4第2項の改正規定並びに附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第8条の2の改正規定及び附則第16条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の笠松町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の笠松町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号の規定による改正後の笠松町税条例附則第6条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。
- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の笠松町税条例附則第6条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第16条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(笠松町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 笠松町税条例等の一部を改正する条例（平成26年笠松町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

第 29 号議案

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 8 年 3 月 31 日 専 決

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 8 年 3 月 3 1 日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「) 並びに」を「)、」に改め、「、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 980円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 140円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 473円

第23条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 100円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 338円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 280円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 700円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、

当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の笠松町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第30号議案

令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和8年6月9日提出

笠松町長 古田 聖人

記

1 令和8年5月8日専決

令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

- 1 令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）

令和8年5月8日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和 8 年度 笠松町 一般会計 補正 予算 書

令和 8 年度 笠松町 一般会計 補正 予算 (専決 第 1 号)

令和 8 年度 笠松町の 一般会計 補正 予算 (専決 第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入 歳出 予算 の 補正)

第 1 条 既定の 歳入 歳出 予算の 総額に 歳入 歳出 それぞれ 2, 8 2 2 千円を追加し、 歳入 歳出 予算の 総額を 歳入 歳出 それぞれ 9, 1 8 5, 8 2 2 千円とする。

2 歳入 歳出 予算の 補正の 款項の 区分及び 当該区分ごとの 金額並びに 補正後の 歳入 歳出 予算の 金額は、 「第 1 表 歳入 歳出 予算 補正」による。

令和 8 年 5 月 8 日 専 決

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
19 繰越金		220,000	2,822	222,822	
	繰越金	220,000	2,822	222,822	
歳入	合計	9,183,000	2,822	9,185,822	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費		1,051,523	2,822	1,054,345	
	企画費	314,851	2,822	317,673	
歳出	合計	9,183,000	2,822	9,185,822	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入
(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	220,000	2,822	222,822	1 前年度繰越金	2,822	前年度繰越金
計	220,000	2,822	222,822			

2 歳出
(款) 2 総務費
(項) 2 企画費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源 国県支出金	町債 その他	一般財源	区分	金額	
1 企画総務費	304,542	2,822	307,364			2,822	17 備品購入費	2,822	機械器具費
計	314,851	2,822	317,673			2,822			

第31号議案

令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和8年6月9日提出

笠松町長 古田 聖人

記

1 令和8年5月19日専決

令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

- 1 令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）

令和8年5月19日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和8年度笠松町一般会計補正予算書

令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）

令和8年度笠松町の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,187,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月19日 専決

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
19 繰越金		222,822	1,564	224,386	
	繰越金	222,822	1,564	224,386	
歳入	合計	9,185,822	1,564	9,187,386	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
9 教育費		1,116,055	1,564	1,117,619	
	中学校費	75,883	1,564	77,447	
歳出	合計	9,185,822	1,564	9,187,386	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入
(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	222,822	1,564	224,386	1 前年度繰越金	1,564	前年度繰越金
計	222,822	1,564	224,386			

2 歳出
(款) 9 教育費
(項) 3 中学校費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 学校管理費	60,643	1,564	62,207				14 工事請負費	1,564	中学校校舎修繕等工事請負費
計	75,883	1,564	77,447						

第 3 2 号議案

笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、次の者を笠松町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから町議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

氏 名	高 橋 近 章
住 所	羽島郡笠松町米野 2 8 1 番地
生 年 月 日	昭和 1 6 年 2 月 1 8 日

第 3 3 号議案

羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約（昭和 4 4 年笠松町告示第 1 9 号）第 5 条の規定により、次の者を羽島郡二町教育委員会委員に任命したいから町議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

氏 名	久 納 万 里 子
住 所	羽島郡笠松町下本町 5 9 番地
生 年 月 日	昭和 3 5 年 1 1 月 2 8 日

第34号議案

笠松町農業委員会委員の任命同意について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、笠松町農業委員会委員に任命したいから町議会の同意を求める。

令和8年6月9日提出

笠松町長 古田 聖人

記

氏名	住所	生年月日
奥村 彰朗	笠松町清住町17番地	昭和25年3月15日
森 とみ子	笠松町田代752番地	昭和23年8月30日
速水 広之	笠松町田代473番地	昭和30年12月26日
廣瀬 貴士	笠松町長池97番地	昭和53年8月17日
高橋 誠司	笠松町北及2015番地	昭和45年1月19日
寺嶋 健司	笠松町北及2293番地	昭和32年1月25日
柴田 敏夫	笠松町北及1098番地	昭和32年7月23日
渡邊 義宣	笠松町門間347番地	昭和52年4月10日
岩村 好廣	笠松町門間1548番地	昭和25年2月21日
道家 浩昭	笠松町門間2644番地	昭和35年12月26日
松原 克雄	笠松町円城寺1031番地	昭和28年11月25日

加 藤 孔 仁	笠松町円城寺 5 6 4 番地	昭和 2 6 年 1 2 月 6 日
松 原 秀 昭	笠松町中野 1 9 9 番地	昭和 3 6 年 5 月 2 日
後 藤 富 彦	笠松町米野 2 1 4 番地	昭和 2 8 年 1 0 月 1 6 日
森 光 彌	笠松町米野 5 6 3 番地	昭和 2 8 年 4 月 5 日

第35号議案

笠松町中小企業・小規模企業振興基本条例について

笠松町中小企業・小規模企業振興基本条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月9日提出

笠松町長 古田 聖 人

笠松町中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が本町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町、中小企業者等（中小企業者及び小規模企業者をいう。以下同じ。）、商工会及び金融機関の役割を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策の基本となる方針を定め、中小企業等の振興に関する施策を推進することにより、中小企業等の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び町民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、中小企

業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する信用協同組合その他の法律に基づき金融業を営むもので、町内で事業活動を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他関係機関との連携を図り、中小企業等の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

（町の役割）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業等の振興に関する施策を実施するものとする。

2 町は、中小企業者等及び商工会と連携を図り、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町は、中小企業等が豊かな地域社会づくりへの貢献、地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、町民への理解を深めるよう努めるものとする。

（中小企業者等の役割）

第5条 中小企業者等は、基本理念に基づき、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化及び経営革新に努めるものとする。

2 中小企業者等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（商工会の役割）

第6条 商工会は、中小企業者等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 商工会は、中小企業等の振興に関する情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切に町へ提供するものとする。

（金融機関の役割）

第7条 金融機関は、円滑な資金の供給、経営相談その他の方法を通じて中小企業者等が経営の革新及び経営基盤の強化又は創業できるよう支援に努めるとともに、

町が実施する中小企業等の振興に関する施策の推進について協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第8条 町民は、中小企業等の振興が町民生活の向上と地域経済の発展に果たす役割を理解し、中小企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 町は、中小企業等の振興に関する施策を実施する場合には、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業等の経営の安定及び革新
- (2) 中小企業等の経営基盤の整備及び強化
- (3) 中小企業等の人材育成及び雇用の安定
- (4) 中小企業等の創業及び起業の支援
- (5) 中小企業等の資金調達の円滑化
- (6) 中小企業等に関する情報の収集及び提供
- (7) 中小企業等の事業承継の円滑化

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第36号議案

笠松町印鑑条例の一部を改正する条例について

笠松町印鑑条例（昭和51年笠松町条例第7号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月9日提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町印鑑条例の一部を改正する条例

笠松町印鑑条例（昭和51年笠松町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に改め、「第22条第1項」の次に「又は第22条の3第1項の規定により発行申請を行うことにより、公的個人認証法第22条第1項」を加え、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年度笠松町一般会計補正予算書

第 3 7 号議案

令和 8 年度笠松町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度笠松町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 5 3 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 1 9 4, 9 1 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町	税	3,021,785		3,021,785
	3 軽自動車税	61,600		61,600
14 国	支 出 金	1,463,815	2,089	1,465,904
	2 国庫補助金	254,396	2,089	256,485
15 県	支 出 金	781,078	4,501	785,579
	2 県補助金	206,795	4,287	211,082
	3 委託金	40,028	214	40,242
18 繰	入 金	655,609	△13,458	642,151
	2 基金繰入金	655,606	△13,458	642,148
20 諸	収 入	106,058	300	106,358
	5 雑入	91,407	300	91,707
21 町	債	227,300	14,100	241,400
	1 町債	227,300	14,100	241,400
	歳 入 合 計	9,187,386	7,532	9,194,918

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議	費	70,402	△21	70,381
	1 議	70,402	△21	70,381
2 総	費	1,054,345	△14,436	1,039,909
	1 総	504,461	△17,557	486,904
	2 企	317,673	7,430	325,103
	3 徴	136,797	9,889	146,686
	4 戸	89,217	△14,198	75,019
3 民	費	3,708,324	△954	3,707,370
	1 社	2,365,996	△954	2,365,042
4 衛	費	1,441,424	△2,645	1,438,779
	1 保	357,548	△2,645	354,903
5 農	費	59,267	△1,061	58,206
	1 農	56,259	△1,061	55,198
6 商	費	98,398	2,375	100,773
	1 商	98,398	2,375	100,773
7 土	費	576,976	△3,220	573,756
	1 土	88,219	△7,250	80,969
	4 都	314,710	4,030	318,740

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費	1 教 育 総 務 費	1,117,619	27,494	1,145,113
	2 小 学 校 費	175,983	1,493	177,476
	3 中 学 校 費	262,908	17,578	280,486
	4 社 会 教 育 費	77,447	1,427	78,874
	5 保 健 体 育 費	297,890	7,882	305,772
歳 出	合 計	303,391	△886	302,505
		9,187,386	7,532	9,194,918

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度	額
中央交流センター施設管理事業	令和 8 年度から 令和 1 8 年度まで	総 額	26, 121
総合交流センター運営管理事業	令和 8 年度から 令和 1 8 年度まで	総 額	29, 515
福祉健康センター施設管理事業	令和 8 年度から 令和 1 8 年度まで	総 額	16, 931

第3表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補			正			前			後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
学校教育施設等 整備事業	51,400	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	64,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)						

2 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	800	証書借入 又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・機構資金による。 銀行、その他の場合、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1 町税

(項) 3 軽自動車税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 種別割	60,800	△60,800		1 現年課税分	△60,000		
				2 滞納繰越分	△800		
3 軽自動車税		60,800	60,800	1 現年課税分	60,000		
				2 滞納繰越分	800		
計	61,600		61,600				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	48,104	1,034	49,138	2 児童福祉費補助金	935	子ども・子育て支援事業補助金	
				3 福祉医療費補助金	99	地域診療情報連携推進費補助金	
5 教育費国庫補助金	24,011	1,055	25,066	1 小中学校費補助金	1,055	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	
				計	254,396	2,089	256,485

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費補助金	126,355	387	126,742	4 児童福祉費補助金	387	子ども・子育て支援事業補助金	
6 教育費補助金	58,000	3,900	61,900	1 教育総務費補助金	3,900	異学年集団による学び合い支援事業補助金	
				計	206,795	4,287	211,082

(款) 15 県支出金
(項) 3 委託金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 教育費委託金		214	214	1 小中学校費委託金	214	ふるさと魅力体験事業委託金
計	40,028	214	40,242			

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	295,500	△14,158	281,342	1 財政調整基金繰入	△14,158	財政調整基金繰入
3 かさまつ応援基金繰入	84,387	700	85,087	1 かさまつ応援基金繰入	700	かさまつ応援基金繰入
計	655,606	△13,458	642,148			

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	91,405	300	91,705	4 雑入	300	高齢者保健事業委託金
計	91,407	300	91,707			

(款) 21 町債
 (項) 1 町債
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	13,600	800	14,400	2 緊急防災・減災事業債	800	松枝みなみ会館整備事業
3 教育債	156,400	13,300	169,700	1 教育・福祉施設等整備事業債	13,300	学校教育施設等整備事業
計	227,300	14,100	241,400			

2 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
				一般財源					
2 事務局費	16,856	△21	16,835			△21	2 給料	15	職員異動等による
							3 職員手当等	60	職員異動等による
							4 共済費	△96	職員異動等による
計	70,402	△21	70,381			△21			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
				一般財源					
1 一般管理費	267,015	△18,962	248,053			△18,962	2 給料	△8,093	職員異動等による
							3 職員手当等	△5,181	職員異動等による
							4 共済費	△3,919	職員異動等による
							18 負担金補助 及び交付金	△1,769	市町村職員退職手当組合負担金 △1,669 水道事業児童手当負担金 140 下水道事業児童手当負担金 △240
3 財産管理費	35,917	1,227	37,144	800	427		12 委託料	883	工事設計監理委託料
							14 工事請負費	344	庁舎防犯カメラ設置工事請負費
8 諸費	22,301	178	22,479		178		18 負担金補助 及び交付金	178	地区集会所改修補助金
計	504,461	△17,557	486,904	800	△18,357				

(款) 2 総務費
(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源 町債	その他	区分	金額	
1 企画総務費	307,364	7,430	314,794			7,430	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 13 使用料及び 賃借料	2,808 2,307 1,327 988	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による 敷金 内装監理費
計	317,673	7,430	325,103			7,430			658 330

(款) 2 総務費
(項) 3 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源 町債	その他	区分	金額	
1 税務総務費	86,454	9,889	96,343			9,889	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	4,252 3,836 1,801	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による
計	136,797	9,889	146,686			9,889			

(款) 2 総務費
(項) 4 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源 町債	その他	区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	89,217	△14,198	75,019			△14,198	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料	△7,787 △3,954 △2,475 18	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による 戸籍システム保守点検委託料
計	89,217	△14,198	75,019			△14,198			

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	
1 社会福祉総務費	702,956	△12,903	690,053			△12,903	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 27 繰出金	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による 国民健康保険特別会計繰出金	
5 福祉医療費	242,489	3,261	245,750	99		3,162	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 12 委託料	2,157 448 385 73 198	会計年度任用職員報酬 職員異動等による 職員異動等による 費用弁償 情報センター委託料
6 福祉会館費	19,763	8,034	27,797			8,034	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	4,197 2,384 1,453	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による
7 国民年金総務費	11,993	88	12,081			88	4 共済費	88	職員異動等による
8 後期高齢者医療費	419,558	566	420,124			266	1 報酬 27 繰出金	300 266	会計年度任用職員報酬 後期高齢者医療特別会計繰出金
計	2,365,996	△954	2,365,042	99		△1,353			

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	
1 保健衛生総務費	179,154	△2,645	176,509	1,322		△3,967	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 12 委託料	394 △607 △3,153 △1,294 700 88 1,227	会計年度任用職員報酬 職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による 乳幼児健診医師謝礼 費用弁償 産後ケア委託料
計	357,548	△2,645	354,903	1,322		△3,967			

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				町債	その他	一般財源	区分	金額	
2 農業総務費	17,802	△1,061	16,741			△1,061	2 給料	△304	職員異動等による
							3 職員手当等	△586	職員異動等による
							4 共済費	△171	職員異動等による
計	56,259	△1,061	55,198			△1,061			

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 商工総務費	7,594	706	8,300			706	2 給料	86	職員異動等による
							3 職員手当等	513	職員異動等による
							4 共済費	107	職員異動等による
2 商工業振興費	57,916	1,669	59,585			1,669	18 負担金補助及び交付金	1,669	創業者支援事業補助金 創業者家賃助成金
計	98,398	2,375	100,773			2,375			1,429 240

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 土木総務費	88,219	△7,250	80,969			△7,250	2 給料	△4,276	職員異動等による
							3 職員手当等	△1,560	職員異動等による
							4 共済費	△1,414	職員異動等による
計	88,219	△7,250	80,969			△7,250			

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定町債	町債	その他	区分	金額	
1 都市計画総務費	244,560	4,030	248,590			4,030	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 14 工事請負費	113 職員異動等による 419 職員異動等による 99 職員異動等による 3,399 自転車駐車場防犯カメラ設置工事請負費	
計	314,710	4,030	318,740			4,030			

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定町債	町債	その他	区分	金額	
1 教育総務費	175,983	1,493	177,476	3,900		△2,407	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び交付金	△1,225 職員異動等による △747 職員異動等による △435 職員異動等による 3,900 羽島郡二町教育委員会分担金	
計	175,983	1,493	177,476	3,900		△2,407			

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定町債	町債	その他	区分	金額	
1 学校管理費	242,850	17,361	260,211	792	13,300	3,269	4 共済費 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費	10 職員異動等による 1,464 パソコン機器使用料 15,887 小学校校舎修繕等工事請負費	
2 教育振興費	20,058	217	20,275	214		3	11 役務費 13 使用料及び賃借料	10 傷害保険料 207 自動車借上料	
計	262,908	17,578	280,486	1,006	13,300	3,272			

(款) 9 教育費
(項) 3 中学校費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	説 明	
1 学校管理費	62,207	1,427	63,634	263		700	4 共済費 13 使用料及び 賃借料	4 717	職員異動等による パソコン機器使用料	
計	77,447	1,427	78,874	263		700	17 備品購入費	706	管理用器具費	

(款) 9 教育費
(項) 4 社会教育費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	説 明	
1 社会教育総務費	67,952	7,552	75,504			7,552	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	3,941 2,340 1,271	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による	
2 交流センター費	209,736	7	209,743			7	4 共済費	7	職員異動等による	
4 歴史未来館費	16,686	323	17,009			323	1 報酬	323	会計年度任用職員報酬	
計	297,890	7,882	305,772			7,882				

(款) 9 教育費
(項) 5 保健体育費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	説 明	
3 学校給食費	243,008	△886	242,122			△886	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△460 △295 △131	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による	
計	303,391	△886	302,505			△886				

令和 8 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第 3 8 号議案

令和 8 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 206 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 894, 965 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 歳 支 出 金		1,248,496	247	1,248,743	
	1 県 補 助 金	1,248,496	247	1,248,743	
5 繰 入 金		244,983	959	245,942	
	1 他 会 計 繰 入 金	144,983	959	145,942	
歳 入	合 計	1,893,759	1,206	1,894,965	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総 務 費		40,761	1,206	41,967	
	1 総 務 管 理 費	32,384	1,206	33,590	
歳 出	合 計	1,893,759	1,206	1,894,965	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	1,244,630	247	1,244,877	2 特別交付金	247	特別調整交付金分
計	1,248,496	247	1,248,743			

(単位：千円)

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	144,983	959	145,942	4 職員給与費等繰入金	959	職員給与費等繰入金
計	144,983	959	145,942			

(単位：千円)

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				補正額の特 定財源	節		
					町債	区分	
1 一般管理費	31,794	1,206	33,000	959 一般財源	2 給料	125	職員異動等による
		247		その他	3 職員手当等	532	職員異動等による
					4 共済費	289	職員異動等による
					12 委託料	248	情報センター委託料
					18 負担金補助 及び交付金	12	市町村職員退職手当組合負担金
計	32,384	1,206	33,590	959			

(単位：千円)

令和 8 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算書

第 3 9 号議案

令和 8 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 0 , 7 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 繰入金		110,131	266	110,397	
	1 他会計繰入金	110,131	266	110,397	
歳入	合計	440,467	266	440,733	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		4,197	266	4,463	
	1 総務管理費	1,908	266	2,174	
歳出	合計	440,467	266	440,733	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	110,131	266	110,397	1 事務費繰入金	266	事務費繰入金
計	110,131	266	110,397			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源	町債				
					国県支出金	その他			
1 一般管理費	1,908	266	2,174			266	11 役務費	266	通信運搬費
計	1,908	266	2,174			266			

令和8年度笠松町下水道事業会計補正予算書

第40号議案

令和8年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度笠松町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度笠松町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額

に対し不足する額205,983千円は過年度分損益勘定留保資金27,500千円及び当年度分損益勘定留保資金178,483千円で補

てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額206,131千円は過年度分損益勘定留保資金

27,500千円及び当年度分損益勘定留保資金178,631千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を

次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
			入
第1款 資本的収入	196,438千円	△148千円	196,290千円
第1項 国庫補助金	15,338千円	△1,948千円	13,390千円
第3項 企業債	140,900千円	1,800千円	142,700千円

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公共下水道事業	13,700千円	15,500千円	証書借入 又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合、その債権者と協定した融資条件により。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

令和8年6月9日 提出

笠松町 長 古田 聖人

令和8年度笠松町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 当年度純利益 (△は純損失)	△ 29,307,580
(2) 減価償却費	379,036,510
(3) 固定資産除却費	0
(4) 貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
(5) 賞与引当金の増減額 (△は減少)	349,760
(6) 長期前受金戻入額	△ 176,630,626
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 1,000
(8) 支払利息	45,761,665
(9) 未収金の増減額 (△は増加)	△ 6,800,000
(10) 未払金の増減額 (△は減少)	31,004,967
(11) たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
小計	243,413,696
(12) 利息及び配当金の受取額	1,000
(13) 利息の支払額	△ 45,761,665
業務活動によるキャッシュ・フロー	197,653,031

(単位：円)

2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	(1) 有形固定資産の取得による支出	△	76,830,373
	(2) 無形固定資産の取得による支出	△	12,372,225
	(3) 国庫補助金等による収入		13,390,000
	(4) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金収入		40,200,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△	35,612,598
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		142,700,000
	(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	305,501,656
	(3) 他会計からの出資による収入		0
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△	162,801,656
	資金増加額（又は減少額）	△	761,223
	資金期首残高		11,496,202
	資金期末残高		10,734,979

令和8年度笠松町下水道事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

		資 産 の 部		円	
		円	円	円	円
1	固定資産				
	(1) 有形固定資産				
	イ 構築物	12,551,796,400			
	減価償却累計額	<u>△ 2,604,619,542</u>	9,947,176,858		
	ロ 機械及び装置	2,117,311			
	減価償却累計額	<u>△ 3,708,914</u>	<u>△ 1,591,603</u>		
	有形固定資産合計			9,945,585,255	
	(2) 無形固定資産				
	イ 施設利用権			<u>775,505,754</u>	
	無形固定資産合計			<u>775,505,754</u>	
	固定資産合計				10,721,091,009
2	流動資産				
	(1) 現金預金				10,734,979
	(2) 未収金		14,700,000		
	貸倒引当金		<u>△ 500,000</u>		
	流動資産合計				<u>24,934,979</u>
	資産合計				<u>10,746,025,988</u>

負債の部

3	固定負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良費等企業債	<u>3,725,523,115</u>	
	企業債合計		<u>3,725,523,115</u>
	固定負債合計		3,725,523,115
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良費等企業債	<u>305,501,656</u>	
	企業債合計		305,501,656
	(2) 未払金		186,352,000
	(3) 引当金		
	イ 賞与引当金	<u>2,711,090</u>	
	引当金合計		<u>2,711,090</u>
	流動負債合計		494,564,746

5	繰延収益		
	(1) 長期前受金	6,633,043,149	
	(2) 収益化累計額	<u>△ 1,262,359,139</u>	
	繰延収益合計		<u>5,370,684,010</u>
	負債合計		<u>9,590,771,871</u>
6	資本金		1,479,583,839
7	剰余金		
	(1) 欠損金		
	イ 当年度未処理欠損金	<u>324,329,722</u>	
	利益剰余金合計		<u>△ 324,329,722</u>
	剰余金合計		<u>1,155,254,117</u>
	資本合計		<u>10,746,025,988</u>
	負債資本合計		